

世界経済の不確実性が拡大する中、わが国としては、荒波に飲み込まれないような経済社会の構築が必要だ。財政基盤を強化し、社会保障財源を持続可能なものにするとともに、財政赤字のリスクを軽減していく財政運営が求められている。

昨年の税制改正では、10月に予定される消費増税への対応という大きな課題を抱えていたことから本格的な議論・改正は行われなかった。むしろポイント還元などそこまでやる必要があるのかという増税対策メニューが響^{ひんしゅく}を買った。

一方前回書いたように、政府税制調査会の議論でマイナポータルとe-Taxを活用した申告利便の向上策(日本型記入済み申告)の方向が示されたことや、デジタル経済に対応したプラットフォームからの情報入手の法的な裏づけなど地道な改正が行われたことは評価したい。

さて、消費増税が確定し消費増税という人質がなくなり、夏の参議院選挙が終われば、税制議論は大きく進んでいくと期待される。今後の税制改正のテーマを、与党税調や政府税調の議論から掬い上げてみたい。

まずは、老後の資産形成への自助努力を支援する税制である。平成31年度与党大綱では、「老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、……働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある」として、「資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である」という認識が示されている。

政府税調は昨年10月、iDeCoなどの私的年金制度、財形貯蓄などの非課税貯蓄制度、NISAなどの非課税投資制度を一覧して比較できる資

料を提出しており、整理統合をしつつ、EET型とTEE型の税制支援に集約していくという議論が進んでいくのではないかと。1年では結論が出ないかもしれない。

続いて金融所得税制である。与党大綱は「所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から……市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」と記述している。

金融所得課税の税率(国・地方で20%)見直しを行う場合には、中所得者以下の負担に配慮する観点から、NISAの拡充あるいは選択的な還付可能(総合課税)とセットで行う必要があると考える。株式市場へ与える影響を緩和するため、老後の資産形成支援税制の導入と合わせて行うことができればベストだ。

また、働き方改革を踏まえて、給与所得控除の縮減・基礎控除への付替えについても、引き続き実施されていく可能性が高い。

注目すべきは資産課税である。与党大綱には、相続税・贈与税のあり方を、「資産移転の時期の選択に中立的な」税の構築に向けて検討する旨記載されている。問題意識としては、現在子育て、教育、住宅の3分野で租税特別措置として導入されている非課税措置が、家族内の非課税での資産承継なので格差の固定化につながることで、「老々相続」が進む中、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税を検討したいというものである。シャウブ税制に立ち返る大きな議論が期待される。

以上のように、今年以降の税制の課題は山積している。腰を落ち着けて議論するには、消費税10%への最終決断を経る必要がある。株価に一喜一憂するのではなく、わが国経済社会の安定化のための増税という観点からの早期決断が必要だ。

東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授

森信茂樹

連載
税制之理
ことわり

第143回

今年こそは本格的税制の議論を